

改 正 後	改 正 前
<p>（職業訓練に関する特例）</p> <p>第七十条 職業訓練法（昭和三十三年法律第百三十三号）第十五条第一項又は第十六条第一項の認定を受けて行う職業訓練を受ける労働者については、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限並びに第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定について、命令で別段の定をすることができる。ただし、第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定については、女子及び満十六才に満たない男子に関しては、この限りでない。</p> <p>第七十一条 前条の規定に基いて発する命令は、当該命令によつて労働者を使用することについて行政官庁の許可を受けた使用者に使用される労働者以外の労働者については、適用しない。</p> <p>第七十二条 第七十条の規定に基いて発する命令の適用を受ける未成年者については、第三十九条第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を与えなければならない。</p>	<p>（技能者の養成）</p> <p>第七十条 長期の教習を必要とする特定の技能者を労働の過程において養成するために必要がある場合においては、その教習方法、使用者の資格、契約期間、労働時間及び賃金に関する規程は、命令で定める。</p> <p>② 前項の規定に基いて発する命令においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第二十四条の賃金の支払、第三十一条の最低賃金並びに第四十九条及び第六十三条の危険有害業務の就業制限に関する規定並びに第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定（満十六才以上の男子に係るものに限る。）について、別段の定をすることができる。</p> <p>第七十一条 使用者は、前条の規定に基いて発する命令によつて労働者を使用しようとする場合においては、予めその員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支払の方法を定めて行政官庁の認可を受けなければならない。</p> <p>② 使用者が前項の規定による認可に基いて労働者を雇い入れた場合においては、行政官庁に届け出て、技能を習得する者であることとの証明書の交付を受け、これを事業場に備え付けなければならない。</p> <p>第七十二条 前二条の規定の適用を受ける未成年者については、第三十九条第一項の規定による年次有給休暇として、十二労働日を与えなければならない。</p>

第七十三条 第七十一条の規定による許可を受けた使用者が第七十条の規定に基いて発する命令に違反した場合においては、行政官庁は、その許可を取り消すことができる。

第七十四条 削除

第一百条 労働基準局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に関する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準審議会、中央賃金審議会及び労働基準監督官分限審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

②⑤ (略)

第一百八条 (略)

② 第七十条の規定に基いて発する命令(第六十四条の規定に係る部分に限る。)に違反した者についても前項の例による。

第一百九条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第七十条の規定に基いて発する命令(第四十九条及び第六十条、第三条の規定に係る部分に限る。)に違反した者

第七十三条 第七十条及び第七十一条の規定の適用を受ける労働者を使用する使用者がその資格を失い、又は認可の条件に反した場合においては、行政官庁は、第七十一条の認可を取り消すことができる。

第七十四条 第七十条の規定に基いて発する命令は、技能者養成審議会に諮問してこれを定める。

② 技能者養成審議会の委員は、関係ある労働者を代表する者、関係ある使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働に関する主務大臣が各々同数を委嘱する。

③ 前二項に定めるものの外、技能者養成審議会に関し必要な事項は、命令で定める。

第一百条 労働基準局長は、労働に関する主務大臣の指揮監督を受けて、地方労働局長及び都道府県労働基準局長を指揮監督し、労働基準に関する法令の制定改廃、労働基準監督官の任免教養、監督方法についての規程の制定及び調整、監督年報の作成、労働基準審議会、中央賃金審議会、技能者養成審議会及び労働基準監督官分限審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌り、所属の官吏を指揮監督する。

②⑤ (略)

第一百八条 (略)

(新設)

第一百九条 左の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

一 三 (略)

四 第七十一条第一項の規定により認可を受けた員数、教習方法、契約期間、労働時間並びに賃金の基準及び支払の方法に違反

第二百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項乃至第三項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五條第一項若しくは第二項又は第百五条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）乃至第百九条の規定に違反した者

二 (略)

三 第七十条の規定に基いて発する命令（第十四条の規定に係る部分に限る。）に違反した者

四・五 (略)

した者

第二百二十条 左の各号の一に該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三條乃至第二十七條、第三十三條第一項但書、第四十四條、第五十條、第五十二條第一項乃至第三項、第五十三條第一項、第五十四條第一項、第五十七條乃至第五十九條、第六十七條、第六十八條、第七十一条第二項、第八十九條、第九十條第一項、第九十一條、第九十五条第一項若しくは第二項又は第百五条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）乃至第百九条の規定に違反した者

二 (略)

(新設)

三・四 (略)